

13

社会資源について (关于社会资源)



Q: 出生届はどこに出しますか？

A: 「出生届」の出生証明書の部分(右側)は出産した病院のスタッフがかり、退院までにスタッフからわたされます。

「出生届」は出産後14日以内に赤ちゃんの名前を決めて、住んでいる場所の市区町村の役所に必ず提出してください。届け出のときには母子手帳と印鑑(はんこ)が必要です。出産育児一時金は、入っている健康保険の手続きをすればもらえます。

Q: 出産育児一時金とは何ですか？

A: 出産育児一時金とは、健康保険に入っている場合にもらえるおかねのことです。

妊娠4ヶ月(85日)以上で出産したあとにももらえます。金額は、ひとりの赤ちゃんにつき、だいたい42万円です。(2019年11月現在)

手続きは、はいっている健康保険によってちがいます。健康保険組合、または会社の担当の人にきいてください。妊娠のとちゅうで健康保険をかえるときも、かならずきいてください。

Q: 出生申报单应该交到哪里？

A: 「出生申报单」の出生証明部分(右半部分)是由医疗单位(出生医院)填写。出院时院方会把「出生申报单」递交给父母。「出生申报单」必须在14天之内提交给出生地、原籍所在地、或是居住地区的任何一处的市区町村政府机关。提交时,要给孩子起好名字,并带上母子健康手册和印章。只要办理你所加入的健康保险的手续,就可以领到一次性生育补贴。

Q: 一次性生育补贴是什么？

A: 一次性生育补贴是指,当你加入健康保险时可以拿到的款项。

妊娠4个月(85日)以上,分娩后便可以领取。一名小宝宝大约能拿到42万日元。(2019年11月目前的情况)手续根据不同的健康保险会有不同。请咨询健康保险组合,或公司的相关人员。即使在孕期内更改健康保险,也请务必咨询清楚相关事宜。



Q: 新生儿訪問とは何ですか？

A: 生後28日以内に、母子手帳にはさんであるハガキ（新生儿訪問依頼書）をだしましょう。そうすると、保健師や助産師が家にきてくれて、ママと赤ちゃんのからだのチェックをします。



Q: 新生儿訪問是什么？

A: 请在婴儿出生后28日以内寄出母子手册中所夹着的明信片（新生儿访问委托书）。这样的话，保健师或者助产士就会到上门拜访，检查妈妈和小宝宝的身体状况。



Q: 赤ちゃんをつれていける場所がありますか？

A: 赤ちゃん和妈妈が一緒にあそべる場所や専門のスタッフに相談できる場所があります。「ひろば」「センター」「児童館」の3つの種類があります。くわしくは、すんでいるところの役所にきいてみましょう。

■ひろば

赤ちゃんのことで気になること、不安なことについて、相談できます。赤ちゃんを育てたことがあるスタッフがあります。だいたい、週に3日以上開いています。ほかのママと話をしたり、友だちになったりできます。

■センター

「ひろば」と一緒に、赤ちゃんのことで気になること、不安なことについて相談できます。ここには、保育士や看護師などの専門家がいますので、知りたいことが聞けるとおもいます。週に5日以上開いています。

■児童館

赤ちゃんのための遊びのプログラムがあります。ほかの赤ちゃんとも一緒に遊ぶことができます。赤ちゃんだけでなく、小学生、中学生、高校生も自由にくることができます。赤ちゃんを育てたことがあるスタッフがあります。週に3日以上開いています。

Q: 有什么可以带着小宝宝一起去的地方吗？

A: 有可以让小宝宝和妈妈一起玩耍的地方，也有可以向专门人员进行咨询相谈的地方。分为「广场」「中心」「儿童馆」三种。详情可以询问你所在的地区的地方政府。

■广场

可以向这里咨询相谈与小宝宝有关的疑问或不安。有育儿经验的工作人员常驻，每周会开放3天以上。可以和别的妈妈们一起交流作伴。

■中心

和「广场」一样，接受有关小宝宝的疑问不安的咨询。这里则是有保育士和护士等专门家在，有什么疑问都可以得到回答。每周会开放5天以上。

■儿童馆

有可以与小宝宝一起玩耍的项目。也可以和别的小宝宝一起玩耍。不光是小婴儿，小学生、初中生、高中生们也可以自由来馆。有育儿经验的工作人员常驻于此。每周会开放3天以上。